

「令和5年度（2023年度）新エネルギーコーディネート支援事業」企画提案指示書

1 業務名

新エネルギーコーディネート支援事業委託業務

2 目的

道は令和2年（2020年）3月、2050年までのゼロカーボンの実現を宣言したところであり、その実現につなげていくためには、道内各地において、道内に豊富に賦存する太陽光や風力、木質系・畜産系バイオマス、地熱や水力といった多様なエネルギーポテンシャルを最大限に活用するとともに、新エネルギーの導入効果を増大するために省エネの取組を連動させ、単なる新エネルギー設備の導入に留まらない、まちづくりや地域産業と連携した地域全体のエネルギーシステムの形成や域内経済の活性化、マイクログリッドの構築や地域新電力の設立といった北海道のポテンシャルを最大化する取組を推進する必要がある。

しかし、現状において、取組の方向性が明確になっていない市町村や、取組を推進する意欲はあるものの、「必要な専門人材の不足」、「参考とすべき先進事例等の情報不足」、「具体的な手順などのノウハウの不足」、「役場内での合意形成の難しさ」といった課題があることなどから、具体的な取組に至っていない市町村が存在している。

本事業は、上記課題の解決に向けて市町村を伴走して支援し、具体の設備導入や取組の高度化に繋げていくことを目的とする。

3 業務概要

（1）セミナーの開催

道内各地域での新エネ等導入の取組を促進するため、道内の市町村等を対象に、理解促進や気運醸成を図るためのセミナーを開催する。

（2）コーディネート業務

① コーディネーター支援

「地域新エネルギー導入コーディネーター」を希望する市町村に派遣し、新エネ導入に向けた事業・収支計画策定等に必要な提案・助言などを行う。

② 取組の掘り起こし

まだ取組の方向性が明確になっていない市町村、又は具体的な取組に至っていない市町村を訪問し、新エネ等導入の取組に対する理解促進と気運醸成を図る。

③ 地域の取組と事業者のマッチング

自治体の課題とそれに対する具体のソリューションを持つ民間事業者のマッチングをするコーディネートを行う。

④ 道が実施した「エネルギー地産地消化モデル支援事業」（以下、「モデル事業」という。）で得られた成果のモデル事業認定地域以外への普及

道が令和3年度（2021年度）まで実施したモデル事業で得られた成果のモデル事業認定地域以外へ普及を図る。

4 業務の内容

業務を実施する事業者（受託者）は、上記の目的を達成するため、次の内容に沿った提案を行うこと。

（1）セミナー等の開催

ア 概要等

自治体の新エネ導入拡大や既存の新エネ設備の有効活用、売電以外の価値観の共有等を目的としたセミナーやシンポジウムを行い、自治体にとってゼロカーボンの達成が「義務的事務」

ではなく、地域活性化のツールとして活用できるという認識を普及する。

イ 対象者

道内市町村や企業・団体

ウ 開催地域及び回数

札幌市内など 計4回

エ 開催時期

契約締結の日から12月末日まで

オ 定員

各回50名程度

- ・ 集客に効果的なプログラム、講師、開催方法（会場開催を想定するがオンラインによる開催も可）を提案すること
- ・ パネルディスカッション等を含んだ「実務担当者向け新エネ導入の始め方セミナー（仮題）」を1回以上開催すること。プログラムには、自治体や企業の担当者の参考になるよう、組織内での合意形成をスムーズに行うための手法の紹介やアドバイスを行うこと。
- ・ （2）①への応募の関心が高まるよう具体的な優良事例を掲載した資料を提案すること。
- ・ より多くの集客が見込まれる手法を提案すること。

（2）コーディネーター業務

市町村の取組を側面から支援するため、次の内容に沿った提案を行うこと。

① コーディネーター支援

ア 概要等

支援を希望する市町村に「地域新エネルギー導入コーディネーター」を派遣し、下記のような助言を行う。

なお、コーディネーターの選定に当たっては、外部有識者への委嘱を含め、自治体の支援希望内容に合致したアドバイスが可能な者を極力選定すること。

- ・ 新エネ等導入の取組の具体的な提案
- ・ 新エネ等導入に係る事業計画、収支計画等の策定支援
- ・ エネルギー地産地消に係る地域の連携体制、推進体制の構築支援
- ・ 先進事例の成果や課題解決策等の情報提供
- ・ ゼロカーボンシティ宣言をした市町村が最初に取り組むべき事項
- ・ 道補助制度の積極的な活用 等

イ 対象者

市町村

ウ 件数

35地域以上

※1つの地域で複数の分野（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱、雪氷冷熱、地中熱等）を支援する場合は、1分野=1地域と数えて良い

- ・ 支援先の選定については、下記⑤に加え、上記（1）のセミナーとの連携やオンラインの活用等、効果的な方法やスケジュールを提案すること。

② 取組の掘り起こし

ア 概要等

取組の方向性が明確になっていない市町村、又は新エネ等導入の取組に関心があるものの、具体的な取組に至っていない市町村を対象に、訪問して取組を促す。

イ 対象者

市町村

ウ 件数

50地域以上 ※各（総合）振興局ごとに少なくとも1カ所以上実施すること。

- ・ 掘り起こし先の選定については、下記⑤や、上記（1）のセミナーとの連携やオンラインの活用等、効果的な方法やスケジュールを提案すること。

③ 地域の取組と事業者のマッチング

ア 概要等

自治体の課題とそれに対する具体的なソリューションを持つ民間事業者のマッチングをするコーディネートを行う。

- ・ 民間企業の取組の掘り起こし方法、効果的なマッチング手法について提案すること。

④ 道が実施したモデル事業で得られた成果のモデル事業認定地域以外への普及

ア 概要等

コーディネーター支援を希望する市町村等に対し、R4年度までに整理した取組事例集を活用するなどして成果の普及を図る。

⑤ 取組の掘り起こし及びコーディネーター支援に係る市町村の意向の確認

ア 概要等

地域における新エネ導入等の取組の掘り起こしや助言を行うため、道内市町村等における取組の状況や課題、新エネ等導入の取組に対するコーディネーター支援の意向等を調査する。

⑥ 道との連絡調整等

ア 概要等

- ・ 日常的に道と情報共有を図り、業務の実施状況や実施方策等について、月に1回程度、情報交換を行う。
- ・ 地域の新エネルギー等の設備導入促進施策について、推進に必要な専門的知見などに関し、道の求めに応じて助言を行う。

⑦ PR資料の作成

ア 概要等

コーディネート業務等をPRするための資料（チラシ）を作成する。

イ 作成規格等

A4カラー印刷で8枚程度（片面）を基本とし、500部程度。

- ・ 事業概要や支援事例、先進事例などが分かりやすく整理された資料を提案すること。

⑧ コーディネート業務の留意点

コーディネート業務について、次の事項に留意すること。

- ・ 業務を円滑かつ確実に実施できる体制を構築すること。
- ・ 業務担当者を定め、実施すること。
- ・ 業務の実施にあたっては、地域の取組状況、取組の課題・対応策、他地域の事例等について情報収集に努めるとともに、市町村を訪問するなどして掘り起こしや助言を行うこと。

(ア) コーディネーターの能力等

- ・ コーディネーターとして必要な資格は定めないが、目的達成のため、企業等においてエネルギー管理の経験がある者、市町村のエネルギー関連計画の策定や新エネ省エネ導入プロジェクトなどに携わった実績を有する者などとし、必要に応じて外部の有識者に委嘱することとする。
- ・ コーディネーターの人数は3名以上とする。

(イ) コーディネート業務の区域

- ・ コーディネート業務の区域は全道一円とする。
- (ウ) コーディネーターの配置場所
- ・ コーディネート業務を円滑かつ効率的に実施するため、コーディネート業務を総括するとともに業務処理を担う業務処理責任者を定めることとし、業務処理責任者は、日頃から道との連絡調整等を行うこと。
 - ・ コーディネーターを複数配置する場合は、コーディネーター間の情報共有に努めること。

⑨ 脱炭素への取組について

本委託業務を遂行するにあたって、温室効果ガスの排出量を削減するよう工夫を行うなど、環境に配慮した取組を行うこと。また、「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく排出量の報告」を行っている場合は、その旨記載すること。

5 企画提案及び審査の項目

別添のとおり。

6 契約期間及びスケジュール

(1) 契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(2) スケジュール

ア 資格審査申請書の提出	令和5年(2023年)6月5日(月)
イ 企画提案書の提出	令和5年(2023年)6月12日(月)
ウ 審査委員会	令和5年(2023年)6月15日(木)午後
エ 入札	令和5年(2023年)6月15日(木)13時10分

7 留意事項

- (1) 契約区分は、「準委任」に属する契約とし、事業終了後に実支出額により精算する。
管理費等の精算について、その考え方(事業者(受託者)の各種規定、計算式等)を契約締結前に道が確認する場合がある。
- (2) 業務に要する経費のうち、他の委託事業や補助事業等で対象となっているものについては、本業務の対象とならない。
- (3) 本業務で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (4) 本業務実施に伴って発生する著作権その他の権利は道に帰属する。
- (5) 4(1) コーディネート業務に関し、市町村の訪問に道職員が随行する場合があることから、訪問を行う前に、随行の有無を確認すること。

8 成果品の提出

業務終了後、次の成果品を提出すること。また、それらのデータをCD-R若しくはDVD-Rにまとめ1枚提出するとともに、4(1)のセミナーを記録した映像及び音声のデータDVD-Rに記録して1枚提出すること。

- ・ 業務報告書及びその概要版 A4版各2部

9 資格審査申請書の提出

- (1) 提出書類 資格審査申請書(別紙様式による)
- (2) 提出期限 令和5年(2023年)6月5日(月)午後5時(必着)
- (3) 提出場所 下記13のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書（別紙様式による）、付属資料（A 4 サイズの任意様式）
- (2) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 10 部
※ 1 部は企画提案者名が記載され、代表者印が押印されたもの、9 部は企画提案者名が記載されていないもので代表者印が押印されていないもの。（文中も企画提案者が特定できないようにすること。）
- (3) 提出期限 令和 5 年（2023 年）6 月 12 日（月）午後 5 時（必着）
- (4) 提出場所 下記 13 のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

11 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 入札参加者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを行う。
- (2) 入札参加者が 5 者を超える場合、環境・エネルギー課が書面審査を行い、ヒアリング対象者を 5 者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。
- (4) ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。

12 その他

- (1) 企画提案の採否については文書で通知する。
- (2) 資格審査申請書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の参加意思がないものと見なす。なお、資格審査申請書の提出後に企画提案に参加しない場合は、企画提案書の提出期限までに下記 13 の担当者に連絡すること。
- (3) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却せず、今回の事業者選定の目的以外の用途には使用しない。

13 問合せ先、参加表明書等及び企画提案書の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（北海道庁本庁舎 8 階）

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室（担当：千田、山中）

電話：011-204-5319 FAX：011-222-5975